

<p><input type="checkbox"/> 精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及を行う。</p>	<p><input type="checkbox"/> 検診結果(精検結果を含む)の検診機関、市町村等への報告・照会の必要性と、個人情報の取り扱い、守秘義務などについて、受診者に説明する。</p> <p>変更なし</p>
<p>2. システムとしての精度管理</p> <p><input type="checkbox"/> 精密検査結果及び治療注4)結果の報告を、精密検査実施機関から受ける。</p> <p><input type="checkbox"/> 診断のための検討会や委員会(第三者の肺がん専門家を交えた会)を設置する。</p>	<p>2. システムとしての精度管理</p> <p>変更なし</p> <p><input type="checkbox"/> 受診者への通知・説明、またはそのための市町村への結果報告は、検診受診後4週間以内に行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 読影向上のための検討会や委員会(外部の肺がん専門家を交えた会)を設置する。(外部の肺がん専門家とは、当該市町村で行われる肺がん検診の読影に直接従事していない医師を指す)</p>
<p>3. 事業評価に関する検討</p> <p><input type="checkbox"/> チェックリストに基づく検討を実施する。</p> <p><input type="checkbox"/> 都道府県がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度)に基づく検討ができるようデータを提出する。</p>	<p>3. 事業評価に関する検討</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>
<p>4. がん検診の集計・報告</p> <p><input type="checkbox"/> 実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計する。</p>	<p>4. がん検診の集計・報告</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計する。</p>
<p>注1) 肺がん診断に適格な胸部X線撮影:日本肺癌学会編集、肺癌取り扱い規約 改訂第6版より 背腹一方向撮影1枚による場合、適格な胸部X線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜、肋骨横隔膜角などを含むように正しく位置づけされ、適度な濃度とコントラストおよび良好な鮮鋭度をもち、中心陰影に重なった気管、主気管支の透亮像ならびに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるもの</p> <p>注2) 撮影法:日本肺癌学会編集、肺癌取り扱い規約 改訂第6版より 1: 間接撮影の場合は、100mmミラーカメラと、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧により撮影する。やむを得ず定格出力125kVの撮影装置を用いる場合は、110kV以上の管電圧による撮影を行い縦隔部の感度を肺野部に対して高めるため、希土類(グラデーション型)蛍光板を用いる。定格出力125kV未満の撮影装置は用いない 2: 直接撮影の場合は、被検者一管球間距離を1.5m以上とし、定格出力150kV以上の撮影装置を用い、120kV以上の管電圧及び希土類システム(希土類増感紙+オルソタイプフィルム)による撮影がよい。やむを得ず100~120kVの管電圧で撮影する場合も、被曝軽減のために希土類システム(希土類増感紙+オルソタイプフィルム)を用いる 3: CRの場合は、120kV以上の管電圧及び散乱線除去用格子比12:1以上を使用して撮影し、適切な階調処理、周波数処理、ダイナミックレンジ圧縮処理などを施した画像として出力する事が望ましい</p> <p>注3) 日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照</p> <p>注4) 紙組織や病期把握のための治療など</p>	<p>注1) 肺がん診断に適格な胸部X線撮影:日本肺癌学会編集、肺癌取り扱い規約 改訂第7版より 変更なし</p> <p>注2) 撮影法:日本肺癌学会編集、肺癌取り扱い規約 改訂第7版より 変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>

現行	変更案
胃がん検診のためのチェックリスト 【検診実施機関用】	胃がん検診のためのチェックリスト 【検診実施機関用】
1. 受診者への説明	1. 受診者への説明 解説: ①この項目(1)~(4)はいずれも、チラシなどで受診前に全員に知らせていれば○、全員でなければ×、ポスターや問診票など持ち帰れないものなら×。 ②受診者への説明は市区町村との共同責任であり、市区町村が担うこと也可とする。
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか	変更なし
(2) 精密検査の方法や内容について説明しているか	変更なし
(3) 精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行っているか	(3) 検診結果(精検結果を含む)の検診機関、市町村等への報告・照会の必要性と、個人情報の取り扱い、守秘義務などについて、受診者に知らせているか
	(4) 検診の有効性・限界について事前に説明しているか
2. 問診および撮影の精度管理	2. 問診および撮影の精度管理
(1) 検診項目は、問診及び胃部X線検査としているか	変更なし
(2) 問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか	変更なし
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか	変更なし
(4) 撮影機器の種類(直接・間接・DR撮影、イメージ・インテンシファイア(I.I.)方式等)を明らかにしているか。原則として間接撮影で、10×10cm以上のフィルムでI.I.方式とする	(4) 撮影機器の種類(直接・間接・DR撮影、イメージ・インテンシファイア(I.I.)方式等)を仕様書で明らかにしているか。原則として、間接撮影で10×10cm以上のフィルムでI.I.方式かDR撮影とする。
(5) 撮影枚数は最低7枚としているか	(5) 撮影枚数は最低8枚としているか
(6) 撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとしているか注2)	(6) 撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式(変法も含む)によるものとしているか注2)
(7) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意しているか	変更なし
(8) 撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会による研修を修了しているか。	(8) 撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会もしくは、NPO日本消化器がん検診精度管理評価機構による研修を修了しているか
(9) 撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しているか	(9) 撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を都道府県等の求めに応じて報告できるか
3. 読影の精度管理	3. 読影の精度管理
(1) 読影に従事する医師は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告しているか	(1) 読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を、都道府県等の求めに応じて報告できるか
(2) 読影は、原則として2名以上の医師によって行っているか(うち一人は日本消化器がん検診学会認定医とする)その結果に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影しているか	(2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の1名は日本消化器がん検診学会認定医であるか。必要に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影しているか
(3) X線写真は少なくとも3年間は保存しているか	変更なし

(4) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	変更なし
4. システムとしての精度管理	4. システムとしての精度管理
(1) 精密検査結果及び治療注3)結果の報告を、精密検査実施機関から受けているか	変更なし
(2) 診断のための検討会や委員会(第三者の胃がん専門家を交えた会)を設置しているか	(2)受診者への通知・説明、またはそのための市町村への結果報告は、検診受診後4週間以内になされているか
(3) 都道府県がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度)に基づく検討ができるようデータを提出しているか	(3)読影向上のための検討会や委員会(外部の胃がん専門家を交えた会)を設置しているか
(4) 実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計しているか	(4)都道府県が～(以下略)
(5) 市町村へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計しているか	
<u>注1)本チェックリストは「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」一部改正(平成18年3月通達)に基づき作成した</u>	変更なし
<u>注2)新・撮影法・変法、直接撮影法、DR(Digital Radiography)及びFPD(Flat Panel Detector)による撮影法は、日本消化器がん検診学会発行、新・胃X線撮影法(間接・直接)ガイドライン(2005)を参照</u>	<u>注2)新・撮影法・変法、直接撮影法、DR(Digital Radiography)及びFPD(Flat Panel Detector)による撮影法は、日本消化器がん検診学会発行、新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011)を参照</u>
<u>注3)組織や病期把握のための内視鏡治療など</u>	<u>注3)内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など</u>

仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目【胃がん検診】

現行	変更案
1. 検査の精度管理	1. 検査の精度管理
検診項目	検診項目
□ 検診項目は、問診及び胃部X線検査とする。	変更なし
問診	問診
□ 問診は現在の病状、既往歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。	変更なし
撮影	撮影
□ 撮影機器の種類(直接・間接・DR撮影、I.I.方式等)を明らかにする。原則として間接撮影で、10×10cm以上のフィルムでI.I.方式とする。	□ 撮影機器の種類(直接・間接・DR撮影、I.I.方式等)を明らかにする。原則として間接撮影で、10×10cm以上のフィルムでI.I.方式かDR撮影とする。
□ 撮影枚数は最低7枚とする。	□ 撮影枚数は最低8枚とする。
□ 撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。(注1)	□ 撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式(変法も含む)によるものとする。(注1)
□ 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意する。	変更なし
□ 撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会による研修を修了すること。	□ 撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会、もしくはNPO日本消化器がん検診精度管理評価機構による研修を修了する。
□ 撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告する。	□ 撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を、都道府県などの求めに応じて報告する。
読影	読影
□ 読影に従事する医師は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告する。	□ 読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を、都道府県などの求めに応じて報告する。
□ 読影は原則として2名以上の医師によって行う(うち一人は日本消化器がん検診学会認定医とする)。その結果に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影する。	□ 読影は二重読影とし、判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医とする。必要に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影する。
記録の保存	記録の保存
□ X線写真は少なくとも3年間は保存する。	変更なし
□ 問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。	変更なし
受診者への説明	受診者への説明
□ 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。	変更なし
□ 精密検査の方法や内容について説明する。	変更なし
□ 精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。	□ 検診結果(精検結果を含む)の検診機関、市町村等への報告・照会の必要性と、個人情報の取り扱い、守秘義務などについて、受診者に説明する。
2. システムとしての精度管理	2. システムとしての精度管理
□ 精密検査結果及び治療注2)結果の報告を、精密検査実施機関から受ける。	変更なし
□ 診断のための検討会や委員会(第三者の胃がん専門家を交えた会)を設置する。	□ 読影向上のための検討会や委員会(外部の胃がん専門家を交えた会)を設置する。

<p>3. 事業評価に関する検討</p> <p><input type="checkbox"/> チェックリストに基づく検討を実施する。</p> <p><input type="checkbox"/> 都道府県がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度)に基づく検討ができるようデータを提出する。</p>	<p>3. 事業評価に関する検討</p> <p>変更なし</p> <p><input type="checkbox"/> <u>受診者への通知・説明、またはそのための市町村への結果報告は、検診受診後4週間以内に行う。</u></p> <p>変更なし</p>
<p>4. がん検診の集計・報告</p> <p><input type="checkbox"/> 実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計する。</p> <p>注1) 新・撮影法・変法、直接撮影法、DR(Digital Radiography)及びFDP(Flat Panel Detector)による撮影法は、日本消化器がん検診学会発行、新・胃X線撮影法(間接・直接)ガイドライン(2005)を参照</p> <p>注2) 組織や病期把握のための内視鏡治療など</p>	<p>4. がん検診の集計・報告</p> <p><input type="checkbox"/> <u>市町村へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計する。</u></p> <p>注1) 新・撮影法・変法、直接撮影法、DR(Digital Radiography)及びFDP(Flat Panel Detector)による撮影法は、日本消化器がん検診学会発行、新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011)を参照</p> <p>注2) <u>内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など</u></p>

がん検診事業評価に関する追加調査 — 集計結果一覧 (H24.9)

問1 郵送で個人毎に受診勧奨を行っているか

	n	(%)
行っている※	72	78.3
行っていない	18	19.6
無回答	2	2.2
	92	100.0

※5がん、もしくは一部のがん検診で実施

問2 個人毎に再勧奨を行っているか

	n	(%)
行っている※	37	40.2
行っていない	50	54.3
無回答	5	5.4
	92	100.0

※5がん、もしくは一部のがん検診で実施

問3 精検未受診者に対し、個人毎に精検受診勧奨を行っているか

	集団検診		個別検診	
	n	(%)	n	(%)
行っている※	91	98.9	66	71.7
行っていない	1	1.1	12	13.0
無回答	0	0.0	14	15.2
	92	100.0	92	100.0

※5がん、もしくは一部のがん検診で実施

問4 精検機関からの精検結果の返却率

	集団検診		個別検診	
	n	(%)	n	(%)
ほぼ返ってくる	80	87.0	58	63.0
返却率はよくない	9	9.8	17	18.5
無回答	3	3.3	17	18.5
	92	100.0	92	100.0

問5 精検受診率改善のための体制(複数回答)

	集団検診		個別検診	
	n	(%)	n	(%)
精検受診の有無を先に把握できる仕組みがある	13	14.1	7	7.6
精検依頼書や報告書の様式を統一し、全ての検診・精検機関共通で報告する仕組みがある	53	57.6	44	47.8
委託先検診機関に精検結果を漏れなく把握するよう協力を求める	52	56.5	37	40.2
医師会に、精検結果を漏れなく報告するよう協力を求める	14	15.2	20	21.7
医師会や委託先検診機関と、精検結果回収の取り組みについて具体的に協議している	18	19.6	22	23.9

問6

<u>委託先の検診機関を、国が推奨する仕様書内容※に沿って選定しているか</u>				
	集団検診		個別検診	
	n	(%)	n	(%)
5がんあるいは一部のがん検診で厳密に選定している	70	76.1	47	51.1
場合によっては仕様書の条件を緩和して選定している	18	19.6	25	27.2
<u>無回答</u>	4	4.3	20	21.7
	92	100.0	92	100.0

※厚労省「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

問7

<u>精度管理指標数値(要精検率、精検受診率等)を検診機関別に把握しているか。</u>				
	集団検診		個別検診	
	n	(%)	n	(%)
5がんあるいは一部のがん検診で把握している	83	90.2	20	21.7
全てのがん検診で把握していない	7	7.6	72	78.3
<u>無回答</u>	2	2.2	0	0.0
	92	100.0	92	100.0

※厚労省「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

問8-1

<u>検診機関別の「要精検率」「精検受診率」を精度管理に活用しているか</u>				
	集団検診		個別検診	
	n	(%)	n	(%)
定期的に活用している	18	19.6	8	8.7
定期的ではないが活用している	40	43.5	30	32.6
活用できていない	26	28.3	25	27.2
<u>無回答</u>	8	8.7	29	31.5
	92	100.0	92	100.0

問8-2

<u>検診機関別の「要精検率」「精検受診率」の活用方法(複数回答)</u>				
	集団検診		個別検診	
	n	(%)	n	(%)

値が他の検診機関と極端に乖離している施設に改善を要求する

検診機関と具体的な改善策を協議する

検診機関に加え、医師会や保健所も交えて具体的な改善策を協議する

自らは分析をしないが、都道府県(がん部会)の求めに応じてデータを提供している

問9

個人毎の受診台帳(データベース等)を作成しているか

	集団検診		個別検診	
	n	(%)	n	(%)
作成している(全がん)	84	91.3	71	77.2
作成している(一部のがん)	4	4.3	2	2.2
作成していない	3	3.3	3	3.3
無回答	1	1.1	16	17.4
	92	100.0	92	100.0

問10

がん検診精度管理向上の為、各関連機関と定期的な検討を実施しているか(複数回答)

	実施(定期的)		実施(不定期)		未実施	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
都道府県との検討	9	9.8	20	21.7	55	59.8
群市医師会との検討	7	7.6	34	37.0	47	51.1
検診機関との検討	20	21.7	53	57.6	15	16.3
保健所との検討	4	4.3	23	25.0	50	54.3

がん検診精度管理（個別検診）に関する実態調査

記入方法：黒色のペンまたは鉛筆で○の中を正確に塗りつぶして下さい。

※特に断らない場合、胃がん検診はバリウムによる胃X線検査、肺がん検診は胸部X線検査及び高危険群への喀痰検査、大腸がん検診は便潜血検査、乳がん検診はマンモグラフィのみ／マンモグラフィ視触診併用法、子宮頸がん検診は細胞診を指します。 良い例 悪い例

問 0-1 貴自治体では、集団検診／個別検診を実施していますか。

集団検診、個別検診それぞれについて、当てはまるものを各がん検診につき、1つずつ選び、○を塗りつぶして下さい。

	集団検診		個別検診	
	実施している	実施していない	実施している	実施していない
胃がん検診	0	0	0	0
肺がん検診	0	0	0	0
大腸がん検診	0	0	0	0
乳がん検診	0	0	0	0
子宮頸がん検診	0	0	0	0

問 0-2 集団検診、個別検診のそれぞれについて、がん検診を実施している検診機関数・医療機関数をご記入下さい。

	集団検診	個別検診 [*]
胃がん検診	()	()
肺がん検診	()	()
大腸がん検診	()	()
乳がん検診	()	()
子宮頸がん検診	()	()

*個別検診を医師会等を介して委託している場合、恐れ入りますが、検診機関数・医療機関数を医師会等にご確認ください。

問 0-3 個別検診において、医療機関への委託形態は、次の4つのうちどれに当たりますか。
当てはまるものを1つだけ選び、○を塗りつぶして下さい。

市区町村と都市医師会の一括契約	0	都道府県による集合契約※	0
市区町村と各医療機関の個別契約	0	その他()	0

※「都道府県と都市医師会」、「都道府県と各医療機関」、「都道府県と都道府県医師会」の契約

1 検診実施要綱／要領、仕様書の作成*

*仕様書は本来検診機関側が作成するものですが、自治体が雛形を作成する場合もあります。

A. 実施要綱／要領等

問 1-1 検診を委託する際、検診実施上の遵守事項（実施要綱／要領）を示していますか。

集団検診、個別検診それぞれについて、当てはまるものを1つずつ選び、○を塗りつぶして下さい。

	集団検診 (以下の3つより1つ)	個別検診 (以下の3つより1つ)
実施しているがん種について は全て示している	0	0
一部のがんについて 示している	0	0
示していない	0	0

問 1-2 問 1-1 で「実施しているがん種については全て示している」又は「一部のがんについて示している」と答えた方にお伺いいたします。

実施要綱／要領等は、次のうち、どの機関が作成していますか。

集団検診、個別検診それぞれについて、当てはまるものを1つずつ選び、○を塗りつぶしてください。

	集団検診 (以下の6つより1つ)	個別検診 (以下の6つより1つ)
貴自治体	0	0
都道府県	0	0
都市医師会	0	0
都道府県医師会	0	0
関係機関で構成された 協議会等	0	0
その他 ()	0	0

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

B. (仕様書または要綱 / 要領への) 精度管理項目の記載状況

問 1-3 国では、検診機関が遵守すべき必要最低限の精度管理項目を設定しています（添付資料）。添付資料のうち、貴自治体の仕様書もしくは実施要綱 / 要領等で、記載されている項目数をご記入下さい。

	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮頸がん検診
検査としての精度管理	()	()	()	()	()
システムとしての精度管理	()	()	()	()	()
事業評価に関する検討	()	()	()	()	()
がん検診の集計・報告	()	()	()	()	()

C. 検診結果（一次・精検両方）の把握様式

問 1-4 貴自治体の仕様書もしくは実施要綱 / 要領等では、検診結果（一次・精検両方）の把握のための様式例は提示されていますか。当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

実施している全てのがん種で 提示されている	実施している一部のがん種で 提示されている	提示されていない
0	0	0

<様式例> 胃がんの場合

1次検診

精密検査

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

2 適切な委託医療機関の選定

問 2-1 個別検診を委託する際、委託先の医療機関（一次検診を行う施設）の検診体制・精度管理体制を事前に点検していますか。当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。
※医師会等の外部機関に点検を依頼している場合は、恐れ入りますが医師会等にご確認下さい。

実施しているがん種について ついでに全て点検する	一部のがん種について 点検する	点検しない
0	0	0

問 2-2 問 2-1 で、「実施しているがん種については全て点検する」又は「一部のがん種について点検する」と答えた方にお伺いします。
点検の際の判断基準に、仕様書、検診実施要綱 / 要領等の内容を根拠にしていますか。当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

全てのがん種で 根拠にしている	一部のがん種で 根拠にしている	根拠にしていない
0	0	0

「根拠にしていない」と答えた方は、点検の際の判断基準について、根拠にしている内容をお答え下さい。

()

問 2-3 委託に際して、実施医療機関に求める必須条件は、次のうちどれですか。

各がん検診について、当てはまるものを全て選び、○を塗りつぶして下さい。（複数回答）

	胃がん	肺がん	大腸がん	乳がん	子宮頸がん
検診参加への意思表示	0	0	0	0	0
事業説明会への参加	0	0	0	0	0
自治体が定める精度管理上の 要件に沿った検診の実施	0	0	0	0	0
必要な資格の保持	0	0	0	0	0
研修会への参加	0	0	0	0	0
その他 ()	0	0	0	0	0

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

問 2-4 個別検診の委託契約後、委託先の医療機関が、仕様書、検診実施要綱／要領等を厳格に遵守したか（ほぼ100%実施したか）を定期的に（年に1回程度）確認していますか。
当てはまるものを選び、○を塗りつぶしてください。
※医師会等の外部機関に点検を依頼している場合は、恐れ入りますが医師会等にご確認下さい。

全てのがん種について 確認する	一部のがん種について 確認する	確認しない
--------------------	--------------------	-------

0 0 0

問 2-5 委託時の点検（問2-1）と委託後の遵守状況確認（問2-4）は、どの機関が行っていますか。
点検および遵守状況確認をする機関として当てはまるものを全て選び、○を塗りつぶして下さい。
(複数回答)
※がん種により状況が異なる場合は、主要なものについてお答えください。

	委託時の点検	委託後の遵守状況確認
貴自治体	0	0
都道府県	0	0
都市医師会	0	0
都道府県医師会	0	0
その他 ()	0	0

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

3 各医療機関の検診実施体制の把握と集計

A. 各医療機関の検診実施体制の把握

問 3-1 個別検診において、実施医療機関ごとの検診実施体制を把握していますか。

*医師会等の外部機関を通じて把握している場合・医師会等から医療機関別のデータ入手できる場合は「把握している」、医師会単位のデータしか入手できない場合は「把握していない」の○を塗りつぶして下さい。

	把握している	把握していない	検診を実施していない
胃がん検診 (右の3つより1つ)	0	0	0
肺がん検診 (右の3つより1つ)	0	0	0
大腸がん検診 (右の3つより1つ)	0	0	0
乳がん検診 (右の3つより1つ)	0	0	0
子宮頸がん検診 (右の3つより1つ)	0	0	0

問 3-2 【問3-1で1つのがん検診でも把握していないと答えた方のみ】

把握できない理由を次の選択肢の中から、当てはまるものを全て選び、○を塗りつぶして下さい。
(複数回答)

医療機関の 数が多いすぎる	把握する手段が ない	必要性を 感じない	医師会にまかせたの だから自治体は細部 に関与できない
------------------	---------------	--------------	-----------------------------------

0 0 0 0

問 3-3 【問3-1で1つのがん検診でも把握していると答えた方のみ】

どのような手段で検診実施体制を把握していますか。

次の選択肢の中から、当てはまるものを全て選び、○を塗りつぶして下さい。(複数回答)

現在公開されている、 国のチェックリスト (集団検診用) を活用 して把握	独自に作成した アンケートを実施して 把握	会議の場や医師会への ヒアリングを通じて把握 ※医師会から報告を受ける 場合も含む	その他 ()
--	-----------------------------	--	------------

0 0 0 0

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

B. 把握した結果の集計 / 分析

問 3-4 【問 3-1 で 1 つのがん検診でも把握していると答えた方のみ】

実施医療機関ごとの、一次検診および精密検査結果を集計 / 分析していますか。

各がん検診について、当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

	実施している	実施していない
胃がん検診	0	0
肺がん検診	0	0
大腸がん検診	0	0
乳がん検診	0	0
子宮頸がん検診	0	0

49

C. 集計 / 分析結果の共有

問 3-5 【問 3-4 で 1 つのがん検診でも実施していると答えた方のみ】

集計 / 分析した結果を、都道府県、医師会、保健所等の関係機関と共有していますか。

当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

	共有している	共有していない
胃がん検診	0	0
肺がん検診	0	0
大腸がん検診	0	0
乳がん検診	0	0
子宮頸がん検診	0	0

7

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

問 3-6 【問 3-5 で 1 つのがん検診でも共有していると答えた方のみ】

どの機関と共有していますか。(複数回答)

当てはまるものを以下の 7 つから全て選び、○を塗りつぶして下さい。

都道府県	0
医療機関	0
都市医師会	0
都道府県医師会	0
保健所	0
検診機関 (対がん協会等)	0
その他 ()	0

8

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

4 各医療機関のプロセス指標値の把握と集計

A. 各医療機関のプロセス指標値の把握

問 4-1 各実施医療機関のプロセス指標値を把握していますか。

※医師会等の外部機関を通じて把握している場合・医師会等から医療機関別のデータを入手できる場合は「把握している」、医師会単位のデータしか入手できない場合は「把握していない」の○を塗りつぶして下さい。

	把握している	把握していない	検診を実施していない
胃がん検診 (右の3つより1つ)	0	0	0
肺がん検診 (右の3つより1つ)	0	0	0
大腸がん検診 (右の3つより1つ)	0	0	0
乳がん検診 (右の3つより1つ)	0	0	0
子宮頸がん検診 (右の3つより1つ)	0	0	0

50

問 4-2 【問 4-1 で1つのがん検診でも把握していないと答えた方のみ】

把握できない理由として、当てはまるものを全て選び、○を塗りつぶして下さい。(複数回答)

医療機関の 数が多いすぎる	把握する手段が ない	必要性を 感じない	医師会にまかせたの だから自治体は細部 に関与できない
0	0	0	0

問 4-3 【問 4-1 で1つのがん検診でも把握していると答えた方のみ】

どのような手段でプロセス指標値を把握していますか。

次の選択肢の中から、当てはまるものを1つ選び、○を塗りつぶして下さい。

※がん種により状況が異なる場合は、主要なものについてお答えください。

各医療機関からの 個別の報告	医師会からの 一括の報告	受診者からの報告 ※精検受診の有無、 検診結果等	その他 ()
0	0	0	0

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

B. 把握した結果の集計 / 分析

問 4-4 【問 4-1 で1つのがん検診でも把握していると答えた方のみ】

プロセス指標値を、医療機関別に集計 / 分析していますか。

当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

	集計 / 分析している	集計 / 分析していない
胃がん検診	0	0
肺がん検診	0	0
大腸がん検診	0	0
乳がん検診	0	0
子宮頸がん検診	0	0

問 4-5 【問 4-4 で1つのがん検診でも集計 / 分析していると答えた方のみ】

医療機関別に集計 / 分析を行っているのは、どの指標ですか。

当てはまるものを全て選び、○を塗りつぶして下さい。(複数回答)

	要精検率	精検受診率	精検未受診率	精検未把握率	陽性反応適中度	がん発見率
胃がん検診 右の6つより 当てはまるもの全て	0	0	0	0	0	0
肺がん検診 右の6つより 当てはまるもの全て	0	0	0	0	0	0
大腸がん検診 右の6つより 当てはまるもの全て	0	0	0	0	0	0
乳がん検診 右の6つより 当てはまるもの全て	0	0	0	0	0	0
子宮頸がん検診 右の6つより 当てはまるもの全て	0	0	0	0	0	0

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

C. 集計 / 分析結果の共有

問 4-6 【問 4-4 で 1 つのがん検診でも集計 / 分析していると答えた方のみ】

集計 / 分析した結果を、都道府県、医師会、保健所等の関係機関と共有していますか。
当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

	共有している	共有していない
胃がん検診	0	0
肺がん検診	0	0
大腸がん検診	0	0
乳がん検診	0	0
子宮頸がん検診	0	0

問 4-7 【問 4-6 で 1 つのがん検診でも共有していると答えた方のみ】

どの機関と共有していますか。(複数回答)

当てはまるものを全て選び、○を塗りつぶして下さい。

都道府県	0
医療機関	0
都市医師会	0
都道府県医師会	0
保健所	0
検診機関 (対がん協会等)	0
その他 ()	0

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

5 個別検診精度管理上の課題の解決策の検討

問 5-1 個別検診について、精度管理上の課題や解決策を、医師会等関係機関と会議の場を持ち、検討していますか。

当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

5 がんとも検討している	一部のがんについて検討している	検討していない
0	0	0

問 5-2 【問 5-1 で「5 がんとも検討している」又は「一部のがんについて検討している」と答えた方のみ】
どのような内容について検討していますか。(複数回答)

当てはまるものを全て選び、○を塗りつぶして下さい。

検診の受診勧奨	0
精検の受診勧奨	0
精検受診の有無の網羅的な把握 (および把握体制)	0
精検結果の網羅的な把握 (および把握体制)	0
委託先医療機関の精度管理水準 (検診方法等が適切かどうか) の確認	0
上記項目への医師会の協力	0
その他 ()	0

問 5-3 【問 5-1 で「5 がんとも検討している」又は「一部のがんについて検討している」と答えた方のみ】
どの機関と検討していますか。(複数回答)
当てはまるものを全て選び、○を塗りつぶしてください。

都道府県	0
医療機関	0
都市医師会	0
都道府県医師会	0
保健所	0
検診機関 (対がん協会等)	0
その他 ()	0

問 5-4 【問 5-1 で「5 がんとも検討している」又は「一部のがんについて検討している」と答えた方のみ】
検討の頻度はどの程度ですか。

年 () 回

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

6 精度管理上の課題解決のための取り組み
(各医療機関へのフィードバック・指導等)

A. 医療機関別集計結果の開示について

問 6-1 個別検診において、個々の医療機関の検診実施体制やプロセス指標値から特定した課題を当該の医療機関に開示していますか。当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

※医師会など貴自治体から委託を受けた機関が開示している場合は、「開示している」の○を塗りつぶして下さい。

また、都道府県が開示している場合は、「開示していない」の○を塗りつぶして下さい。

5 がんとも 開示している	一部のがんで 開示している	開示していない
0	0	0

問 6-2 【問 6-1 で「5 がんとも開示している」又は「一部のがんで開示している」と答えた方のみ】
どのような手段で開示していますか。(複数回答)

当てはまるものを全て選び、○を塗りつぶして下さい。

対面 (検討会等の会議 の場での開示)	書面	ホームページ	電話	その他 ()
0	0	0	0	0

問 6-3 【問 6-1 で「5 がんとも開示している」又は「一部のがんで開示している」と答えた方のみ】
個々の医療機関に対する開示は、他の医療機関とのプロセス指標値や実施体制の差が分かる形で実施していますか。

当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

他の実施医療機関との差が 分かる形で開示	自医療機関の状況のみ 分かる形で開示
0	0

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

B. 各医療機関への指導 / フィードバックについて

問 6-4 個別検診において、課題のある医療機関に対して個々に改善指導を行っていますか。

当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

※医師会など貴自治体から委託を受けた機関が指導している場合は、「指導している」の○を塗りつぶして下さい。

また、都道府県が指導している場合は、「指導していない」の○を塗りつぶして下さい。

5 がんとも指導している	一部のがんで指導している	指導していない
0	0	0

問 6-5 【問 6-4 で「5 がんとも指導している」又は「一部のがんで指導している」と答えた方のみ】
どのような手段で指導していますか。当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

対面 (検討会等の会議 の場での指導)	書面	ホームページ	電話	その他 ()
0	0	0	0	0

53

問 6-6 【問 6-4 で「5 がんとも指導している」又は「一部のがんで指導している」と答えた方のみ】
どの機関が指導を行っていますか。当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

貴自治体	0
都市医師会	0
都道府県医師会	0
関係機関で構成された 協議会等	0
その他 ()	0

15

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

7 その他

A. 検診結果把握の詳細（個別検診について）

問 7-1 貴自治体の個別検診において、一次検診結果の報告経路は、次のうちどれに該当しますか。

当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

複数の経路がある場合は、主要な経路の○を塗りつぶして下さい。

① 一次検診を行う医療機関⇒貴自治体	0
② 一次検診を行う医療機関⇒都市医師会⇒貴自治体	0
③ 一次検診を行う医療機関⇒精検医療機関⇒貴自治体	0
④ 一次検診を行う医療機関⇒精検医療機関⇒都市医師会⇒貴自治体	0
⑤ その他 ()	0

問 7-2 【問 7-1 で「②一次検診を行う医療機関⇒都市医師会⇒貴自治体」または「④一次検診を行う医療機関⇒精検医療機関⇒都市医師会⇒貴自治体」と答えた方のみ】
都市医師会が検診結果を取りまとめる際、結果が返却されない場合の対応（医療機関への問い合わせ、または受診者本人への問い合わせ）についても医師会が実施しますか。

当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

医師会との契約に 含まれており、 医師会が実施	医師会との契約に 含まれていないが、 医師会が実施	貴自治体が実施	その他 ()
0	0	0	0

問 7-3 精検未受診者に対する精検の受診勧奨はどのように行われていますか。

当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

複数の勧奨方法がある場合は、主要なもののみ○を塗りつぶして下さい。

貴自治体が 精検未受診者を 特定して勧奨	都市医師会が 精検未受診者を 特定して勧奨	一次検診機関が 精検未受診者を 特定して勧奨	精検未受診者を 特定しての勧奨は 行っていない	その他 ()
0	0	0	0	0

16

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

問 7-4 個別検診において、精密検査結果の報告経路はどれに該当しますか。

当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

複数の経路がある場合、主要な経路の○を塗りつぶして下さい。

① 一次検診を行う医療機関⇒貴自治体	0
② 一次検診を行う医療機関⇒都市医師会⇒貴自治体	0
③ 一次検診を行う医療機関⇒精検医療機関⇒貴自治体	0
④ 一次検診を行う医療機関⇒精検医療機関⇒都市医師会⇒貴自治体	0
⑤ その他 ()	0

問 7-5 【問 7-4 で「②一次検診を行う医療機関⇒都市医師会⇒貴自治体」または「④一次検診を行う医療機関⇒精検医療機関⇒都市医師会⇒貴自治体」と答えた方のみ】

都市医師会が精検結果を取りまとめる際、精検結果が返却されない場合の対応（精検機関への問い合わせなど）についても医師会が実施しますか。

当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

医師会との契約に
含まれてあり、
医師会が実施

医師会との契約に
含まれていないが、
医師会が実施

貴自治体が実施

()

0 0 0 0

問 7-6 我が国の精検結果未把握率は非常に高いことが問題です。特に個別検診では顕著です。
(例えば、直近の大腸がん検診の精検結果未把握率は、集団検診で 9.3%、個別検診で 26.3% です。)
貴自治体において、精検結果回収の際に最大の問題点は何でしょうか。以下にご記入下さい。

()

注) このページの設問は、全て「個別検診」についてお答え下さい。

問 7-7 個別検診において、貴自治体以外で精密検査が行われた場合、精検結果の報告経路は整備されていますか。当てはまるものを選び、○を塗りつぶして下さい。

整備されている 整備されていない

0 0

問 7-8 貴自治体で、精度管理上の課題として感じていることはありますか。以下に自由にご記入ください。

()

あなたの自治体名・所属課・御名前等についてお伺いします。

自治体名		
所属課名	氏名	
TEL	FAX	e-mail

調査は以上です。ご協力誠にありがとうございました。

胃がん：要精検率

胃がん検診精度管理指標値(40~74歳) 赤字:許容値をクリアしていない県

H17要精検率	H18要精検率	H19要精検率	H20要精検率	H21要精検率	H22要精検率
栃木県 6.32	岡山県 7.03	栃木県 6.65	奈良県 6.17	三重県 5.65	奈良県 5.96
岡山県 6.80	新潟県 7.23	徳島県 6.81	栃木県 6.42	奈良県 6.17	高知県 6.09
新潟県 7.21	福岡県 7.29	福岡県 7.22	三重県 6.78	徳島県 6.25	熊本県 6.30
福岡県 7.58	栃木県 7.41	岡山県 7.31	徳島県 6.84	高知県 6.31	新潟県 6.73
奈良県 8.09	沖縄県 7.48	新潟県 7.33	岡山県 6.89	滋賀県 6.42	栃木県 6.79
山梨県 8.20	山梨県 7.60	沖縄県 7.40	新潟県 7.05	新潟県 6.50	香川県 6.90
滋賀県 8.24	長崎県 7.65	奈良県 7.42	鳥取県 7.26	栃木県 6.52	岡山県 6.99
長崎県 8.53	奈良県 7.82	滋賀県 7.63	鳥取県 7.33	岡山県 6.62	徳島県 7.06
三重県 8.59	宮城県 8.51	山梨県 7.82	福岡県 7.49	大分県 7.01	鳥取県 7.26
宮城県 8.69	滋賀県 8.93	愛媛県 8.11	熊本県 7.72	島根県 7.05	三重県 7.37
鹿児島県 9.02	徳島県 9.29	長崎県 8.31	香川県 7.89	広島県 7.08	埼玉県 7.40
沖縄県 9.20	富山県 9.31	熊本県 8.31	沖縄県 8.00	福岡県 7.12	島根県 7.41
和歌山県 9.27	鹿児島県 9.31	宮城県 8.36	岩手県 8.06	熊本県 7.56	大分県 7.46
静岡県 9.29	熊本県 9.33	香川県 8.37	宮城県 8.18	鳥取県 7.58	愛媛県 7.49
熊本県 9.46	三重県 9.34	鹿児島県 8.56	広島県 8.31	北海道 7.81	山口県 7.56
青森県 9.50	愛媛県 9.36	島根県 8.62	山口県 8.35	宮城県 7.87	岩手県 7.60
岩手県 9.52	静岡県 9.46	岩手県 8.64	北海道 8.46	香川県 7.89	北海道 7.70
香川県 9.63	山口県 9.59	北海道 8.75	山梨県 8.56	山口県 8.09	宮城県 7.80
徳島県 9.65	広島県 9.61	高知県 8.85	高知県 8.84	岩手県 8.16	山梨県 7.93
北海道 9.75	香川県 9.63	山口県 8.91	長崎県 9.02	長崎県 8.28	滋賀県 8.33
大阪府 9.90	岩手県 9.68	大阪府 9.30	静岡県 9.19	山梨県 8.35	大阪府 8.38
富山県 9.91	北海道 9.70	広島県 9.30	大分県 9.20	埼玉県 8.40	広島県 8.41
山口県 9.94	青森県 9.73	神奈川県 9.35	埼玉県 9.24	兵庫県 8.75	兵庫県 8.49
兵庫県 9.99	大阪府 10.01	鳥取県 9.41	滋賀県 9.34	沖縄県 8.86	長崎県 8.55
広島県 10.01	大分県 10.03	青森県 9.50	兵庫県 9.35	静岡県 8.95	福岡県 8.56
愛媛県 10.24	神奈川県 10.37	三重県 9.53	鹿児島県 9.36	大分県 9.07	富山県 8.62
島根県 10.42	埼玉県 10.44	静岡県 9.57	大阪府 9.46	愛媛県 9.09	沖縄県 8.73
岐阜県 10.47	愛知県 10.52	埼玉県 9.64	愛知県 9.49	福井県 9.22	宮崎県 8.78
愛知県 10.52	高知県 10.54	兵庫県 9.67	富山県 9.77	富山県 9.26	福井県 9.06
大分県 10.52	宮崎県 10.55	大分県 9.77	青森県 9.87	宮崎県 9.26	静岡県 9.15
茨城県 10.90	和歌山県 10.58	富山県 9.89	宮崎県 9.91	鹿児島県 9.26	東京都 9.49
石川県 10.90	兵庫県 10.60	千葉県 9.90	千葉県 10.12	千葉県 9.49	福島県 9.50
宮崎県 10.92	福井県 10.70	宮崎県 9.97	秋田県 10.14	愛知県 9.51	岐阜県 9.71
栃木県 10.95	島根県 10.77	愛知県 10.01	福井県 10.20	石川県 10.10	鹿児島県 9.75
埼玉県 10.99	石川県 10.84	石川県 10.25	福島県 10.38	福島県 10.19	千葉県 9.79
千葉県 11.02	千葉県 10.85	福井県 10.39	石川県 10.56	山形県 10.33	愛知県 9.82
群馬県 11.15	鳥取県 10.92	岐阜県 10.42	愛媛県 10.67	青森県 10.36	和歌山県 9.91
福島県 11.49	岐阜県 10.96	福島県 10.53	山形県 10.81	岐阜県 10.37	群馬県 10.22
高知県 11.71	福島県 11.14	山形県 11.35	岐阜県 10.94	東京都 10.86	山形県 10.34
福井県 11.90	山形県 11.47	群馬県 11.73	神奈川県 11.43	群馬県 11.07	石川県 10.94
山形県 12.38	群馬県 12.23	和歌山県 11.77	長野県 11.54	秋田県 11.37	青森県 11.04
長野県 12.96	長野県 12.43	佐賀県 12.02	和歌山県 11.75	和歌山県 11.66	神奈川県 11.22
秋田県 13.23	秋田県 12.79	長野県 12.13	東京都 12.36	神奈川県 11.79	長野県 11.29
佐賀県 13.42	佐賀県 12.81	秋田県 12.26	佐賀県 12.61	長野県 11.84	秋田県 11.01
京都府 13.60	茨城県 13.02	東京都 13.57	群馬県 12.78	佐賀県 13.50	佐賀県 13.02
東京都 14.05	東京都 14.08	茨城県 13.69	茨城県 14.00	茨城県 13.67	茨城県 13.05
鳥取県 43.70	京都府 14.80	京都府 15.66	京都府 15.06	京都府 15.03	京都府 14.95

胃がん：発見率

胃がん検診精度管理指標値(40~74歳) 赤字:許容値をクリアしていない県

H17発見率	H18発見率	H19発見率	H20発見率	H21発見率	H22発見率
鳥取県 0.266	鳥取県 0.253	鳥取県 0.263	長崎県 0.237	群馬県 0.215	長崎県 0.251
奈良県 0.183	山口県 0.225	富山県 0.237	宮城県 0.200	福井県 0.210	和歌山県 0.247
石川県 0.183	新潟県 0.198	新潟県 0.205	和歌山県 0.198	佐賀県 0.201	滋賀県 0.214
富山県 0.178	滋賀県 0.190	山口県 0.186	新潟県 0.189	石川県 0.200	福岡県 0.200
滋賀県 0.172	富山県 0.189	和歌山県 0.185	群馬県 0.187	大阪府 0.191	群馬県 0.191
山口県 0.169	群馬県 0.183	石川県 0.177	滋賀県 0.186	福岡県 0.190	京都府 0.187
愛知県 0.167	和歌山県 0.182	京都府 0.168	山口県 0.185	和歌山県 0.188	福井県 0.186
宮崎県 0.165	長崎県 0.181	広島県 0.167	香川県 0.182	新潟県 0.181	佐賀県 0.184
福島県 0.164	愛知県 0.175	岩手県 0.167	大坂府 0.182	福島県 0.179	福島県 0.183
山形県 0.162	香川県 0.167	福島県 0.162	福岡県 0.178	宮城県 0.173	大阪府 0.181
兵庫県 0.161	福岡県 0.166	富山県 0.174	長崎県 0.170	香川県 0.180	香川県 0.180
群馬県 0.154	福島県 0.164	愛知県 0.158	福島県 0.170	岩手県 0.169	島根県 0.177
高知県 0.146	岩手県 0.163	三重県 0.149	京都府 0.163	秋田県 0.167	秋田県 0.179
徳島県 0.143	佐賀県 0.162	佐賀県 0.147	神奈川県 0.157	富山県 0.165	新潟県 0.175
広島県 0.140	福井県 0.156	群馬県 0.141	石川県 0.156	茨城県 0.161	茨城県 0.173
福岡県 0.140	石川県 0.150	山形県 0.141	広島県 0.154	兵庫県 0.152	宮城県 0.169
岩手県 0.137	高知県 0.150	高知県 0.136	島根県 0.150	奈良県 0.147	広島県 0.158
秋田県 0.136	岐阜県 0.147	奈良県 0.135	茨城県 0.148	愛知県 0.143	富山県 0.157
新潟県 0.134	奈良県 0.147	長崎県 0.131	兵庫県 0.147	茨城県 0.141	石川県 0.157
北海道 0.133	秋田県 0.144	岡山県 0.128	山形県 0.139	香川県 0.139	神奈川県 0.157
香川県 0.132	山形県 0.140	茨城県 0.126	愛知県 0.134	千葉県 0.135	茨城県 0.151
岐阜県 0.130	島根県 0.140	埼玉県 0.126	北海道 0.134	岩手県 0.147	山口県 0.147
長崎県 0.129	京都府 0.137	秋田県 0.125	鳥取県 0.134	島根県 0.132	愛知県 0.145
京都府 0.126	広島県 0.136	島根県 0.124	岩手県 0.132	山形県 0.132	宮崎県 0.142
神奈川県 0.126	宮崎県 0.135	宮城県 0.123	奈良県 0.131	千葉県 0.131	島根県 0.142
島根県 0.121	長野県 0.134	兵庫県 0.123	愛媛県 0.129	岐阜県 0.130	兵庫県 0.139
和歌山県 0.121	茨城県 0.123	福井県 0.119	千葉県 0.124	広島県 0.129	山形県 0.130
大阪府 0.119	千葉県 0.122	板木県 0.117	愛媛県 0.127	北海道 0.127	北海道 0.127
愛媛県 0.119	愛媛県 0.122	滋賀県 0.115	鹿児島県 0.122	奈良県 0.125	奈良県 0.125
埼玉県 0.110	兵庫県 0.121	岐阜県 0.114	埼玉県 0.121	島根県 0.122	徳島県 0.124
青森県 0.109	北海道 0.118	長野県 0.113	山梨県 0.114	京都府 0.119	愛媛県 0.123
茨城県 0.109	埼玉県 0.118	山梨県 0.112	福井県 0.111	埼玉県 0.114	岐阜県 0.120
佐賀県 0.109	大阪府 0.110	德島県 0.112	秋田県 0.110	大分県 0.114	山梨県 0.118
千葉県 0.105	0.105	三重県 0.107	大阪府 0.112	滋賀県 0.113	青森県 0.111
宮城県 0.103	0.106	香川県 0.107	宮崎県 0.109	千葉県 0.111	埼玉県 0.110
福井県 0.101	0.103	岡山県 0.103	大分県 0.102	東京都 0.103	大分県 0.109
三重県 0.100	0.100	青森県 0.100	三重県 0.098	山梨県 0.100	静岡県 0.108
山梨県 0.099	0.100	東京都 0.098	熊本県 0.099	静岡県 0.104	三重県 0.105
大分県 0.097	0.097	福井県 0.097	北海道 0.096	熊本県 0.097	東京都 0.102
東京都 0.097	0.096	千葉県 0.094	熊本県 0.095	岡山県 0.099	岡山県 0.102
熊本県 0.097	0.096	東京都 0.093	佐賀県 0.095	岡山県 0.099	岡山県 0.102
岡山県 0.097	0.097	大分県 0.093	神奈川県 0.098	宮崎県 0.097	高知県 0.099
新潟県 0.094	0.094	熊本県 0.087	神奈川県 0.098	高知県 0.088	東京都 0.094
静岡県 0.082	0.082	静岡県 0.087	熊本県 0.086	青森県 0.082	鳥取県 0.094
鹿児島県 0.082	0.085	宮崎県 0.082	島根県 0.084	三重県 0.076	鹿児島県 0.092
長野県 0.080	0.080	鹿児島県 0.082	宮崎県 0.082	大分県 0.076	長野県 0.076
沖縄県 0.072	0.072	山梨県 0.076	山梨県 0.076	熊本県 0.049	沖縄県 0.073

下線以下は精度管理不良県30%

許容値11%以上

胃がん：精検受診率

胃がん検診精度管理指標値(40~74歳) 赤字:許容値をクリアしていない県

H17精検受診率	H18精検受診率	H19精検受診率	H20精検受診率	H21精検受診率	H22精検受診率	H23精検受診率	H24精検受診率
島根県 97.0	高知県 91.0	新潟県 89.4	宮城県 94.4	宮城県 96.3	宮城県 93.4	宮城県 96.3	宮城県 93.4
高知県 90.0	新潟県 90.3	宮城県 89.1	山口県 92.1	山口県 93.3	山口県 93.3	群馬県 91.2	群馬県 91.2
群馬県 88.7	鳥取県 89.7	群馬県 89.1	高知県 91.3	高知県 91.3	高知県 91.3	長崎県 90.2	長崎県 90.2
山口県 86.7	宮城県 88.7	鳥取県 88.9	滋賀県 89.2	滋賀県 89.2	滋賀県 89.2	群馬県 90.1	群馬県 90.1
宮城県 86.0	群馬県 86.9	滋賀県 87.2	群馬県 89.0	群馬県 89.0	群馬県 89.0	滋賀県 90.1	滋賀県 90.1
香川県 84.9	滋賀県 86.4	高知県 87.2	香川県 88.7	新潟県 88.5	新潟県 90.0	新潟県 88.5	新潟県 90.0
石川県 84.6	山口県 86.1	富山県 87.2	長崎県 88.4	岩手県 88.0	岩手県 89.9	岩手県 88.0	岩手県 89.9
岩手県 83.3	富山県 85.8	山口県 87.1	鹿児島県 88.2	石川県 87.9	石川県 89.7	石川県 87.9	石川県 89.7
宮崎県 82.0	長崎県 84.4	石川県 84.9	鹿児島県 88.2	富山県 87.9	鹿児島県 88.6	富山県 87.9	鹿児島県 88.6
大分県 81.8	石川県 83.9	岩手県 83.5	鹿児島県 87.5	岩手県 87.5	鹿児島県 87.5	富山県 87.5	富山県 87.5
滋賀県 81.7	宮崎県 82.9	岐阜県 82.6	宮崎県 87.6	滋賀県 87.2	宮崎県 86.9	宮崎県 87.2	宮崎県 86.9
福岡県 81.6	香川県 81.8	長崎県 82.3	福岡県 86.9	長崎県 87.0	福岡県 86.8	福岡県 87.0	福岡県 86.8
富山県 81.2	大分県 81.8	佐賀県 82.2	富山県 86.0	富山県 86.8	富山県 86.8	岩手県 86.8	岩手県 86.8
佐賀県 79.8	佐賀県 81.2	大分県 85.9	福岡県 85.8	福岡県 85.6	福岡県 85.6	徳島県 85.6	徳島県 85.6
徳島県 79.5	岩手県 80.8	愛媛県 81.2	佐賀県 85.3	島根県 84.8	島根県 84.8	愛媛県 85.3	愛媛県 85.3
岐阜県 79.5	徳島県 80.5	宮崎県 80.7	佐賀県 85.0	福岡県 84.3	福岡県 84.3	佐賀県 85.0	佐賀県 85.0
山形県 78.8	岐阜県 80.5	徳島県 80.5	徳島県 85.0	佐賀県 84.3	佐賀県 84.3	石川県 84.8	石川県 84.8
長野県 78.5	福岡県 80.0	京都府 80.0	愛媛県 84.1	千葉県 84.2	千葉県 84.2	大分県 84.1	大分県 84.1
京都府 78.3	愛媛県 80.0	大分県 79.8	奈良県 83.1	山形県 83.2	山形県 83.2	大分県 83.8	大分県 83.8
福島県 77.9	愛媛県 78.8	愛媛県 79.8	茨城県 83.0	福島県 82.3	福島県 82.3	鳥取県 83.4	鳥取県 83.4
岡山県 77.4	兵庫県 78.2	兵庫県 79.0	福島県 82.7	大分県 82.1	大分県 82.1	山形県 83.1	山形県 83.1
福井県 77.4	長野県 78.1	鹿児島県 79.0	千葉県 82.3	長野県 81.7	長野県 83.0	長野県 83.0	長野県 83.0
熊本県 77.2	広島県 77.3	香川県 78.1	鳥取県 82.0	熊本県 81.7	熊本県 82.7	茨城県 82.7	茨城県 82.7
広島県 77.0	岡山県 76.9	岡山県 78.1	山形県 81.8	大阪府 80.9	大阪府 80.9	兵庫県 82.1	兵庫県 82.1
愛知県 77.0	山形県 76.5	長野県 77.8	長野県 81.3	茨城県 80.7	茨城県 81.7	熊本県 81.7	熊本県 81.7
沖縄県 77.0	福井県 76.4	島根県 77.2	兵庫県 81.1	長野県 80.6	長野県 80.6	福井県 81.7	福井県 81.7
兵庫県 76.7	熊本県 76.3	福井県 77.0	岐阜県 81.0	愛媛県 80.4	愛媛県 80.4	岐阜県 81.3	岐阜県 81.3
愛媛県 76.6	沖縄県 75.7	広島県 76.8	大阪府 80.3	奈良県 80.2	奈良県 80.2	島根県 81.2	島根県 81.2
長崎県 76.2	京都府 75.6	山梨県 75.1	広島県 80.2	京都府 79.9	京都府 79.9	千葉県 81.2	千葉県 81.2
山梨県 73.0	福島県 75.2	山形県 75.1	京都府 80.1	埼玉県 79.6	埼玉県 79.6	奈良県 81.0	奈良県 81.0
北海道 72.9	千葉県 73.8	茨城県 74.1	京都府 79.9	兵庫県 79.5	兵庫県 79.5	岡山県 79.9	岡山県 79.9
鹿児島県 72.8	鹿児島県 73.4	奈良県 73.8	北海道 79.7	岐阜県 79.4	岐阜県 79.4	愛知県 79.5	愛知県 79.5
静岡県 71.6	秋田県 73.1	福島県 73.3	熊本県 79.5	青森県 78.0	青森県 78.0	福島県 79.3	福島県 79.3

下線は精度管理優良県10%、及び、精度管理不良県30%の境界を示す

目標値90%以上、許容値70%以上

胃がん：PPV

H17PPV	H18PPV	H19PPV	H20PPV	H21PPV	H22PPV
奈良県 2.27	新潟県 2.74	新潟県 2.80	新潟県 2.68	新潟県 2.79	長崎県 2.93
滋賀県 2.09	長崎県 2.36	鳥取県 2.79	長崎県 2.63	福岡県 2.67	新潟県 2.61
新潟県 1.85	山口県 2.34	富山県 2.40	宮城県 2.44	奈良県 2.38	香川県 2.60
福岡県 1.84	鳥取県 2.31	福岡県 2.22	福岡県 2.37	福岡県 2.28	滋賀県 2.57
富山県 1.80	福岡県 2.28	山口県 2.09	香川県 2.30	宮城県 2.20	和歌山県 2.49
山口県 1.69	滋賀県 2.13	岩手県 1.93	山口県 2.21	大阪府 2.10	島根県 2.38
石川県 1.68	富山県 2.03	奈良県 1.81	岩手県 2.07	福岡県 2.34	
兵庫県 1.61	奈良県 1.88	広島県 1.80	鳥取県 2.07	長崎県 2.05	宮城県 2.17
愛知県 1.59	香川県 1.73	栃木県 1.76	滋賀県 1.99	山口県 1.99	大阪府 2.16
長崎県 1.51	和歌山県 1.72	岡山県 1.75	大阪府 1.92	石川県 1.98	奈良県 2.10
宮崎県 1.51	岩手県 1.68	石川県 1.73	広島県 1.85	群馬県 1.94	福井県 2.05
栃木県 1.49	愛知県 1.67	徳島県 1.64	富山県 1.78	広島県 1.82	山口県 1.95
徳島県 1.48	群馬県 1.49	愛知県 1.58	和歌山県 1.69	富山県 1.78	岩手県 1.94
岩手県 1.44	福島県 1.48	長崎県 1.57	岩手県 1.64	鳥取県 1.77	福島県 1.92
福島県 1.42	福井県 1.46	和歌山県 1.57	福島県 1.64	香川県 1.77	広島県 1.87
岡山県 1.42	岡山県 1.46	三重県 1.56	北海道 1.57	滋賀県 1.76	群馬県 1.86
広島県 1.40	高知県 1.42	福島県 1.54	兵庫県 1.57	福島県 1.75	富山県 1.82
群馬県 1.38	高知県 1.42	高知県 1.54	徳島県 1.57	島根県 1.73	徳島県 1.75
香川県 1.37	石川県 1.38	滋賀県 1.50	高知県 1.51	兵庫県 1.73	北海道 1.65
北海道 1.36	岐阜県 1.34	宮城県 1.47	石川県 1.47	徳島県 1.73	愛媛県 1.64
山形県 1.31	栃木県 1.31	山梨県 1.44	群馬県 1.47	兵庫県 1.64	兵庫県 1.64
和歌山県 1.31	愛媛県 1.31	島根県 1.44	栃木県 1.45	大分県 1.62	宮崎県 1.62
岐阜県 1.24	島根県 1.30	埼玉県 1.31	三重県 1.45	和歌山県 1.61	高知県 1.62
高知県 1.24	沖縄県 1.29	香川県 1.28	愛知県 1.42	高知県 1.51	秋田県 1.54
山梨県 1.21	三重県 1.28	大分県 1.20	鹿児島県 1.31	高知県 1.39	愛知県 1.48
大阪府 1.21	佐賀県 1.26	山形県 1.24	岡山県 1.37	佐賀県 1.49	栃木県 1.52
宮城県 1.19	山形県 1.22	佐賀県 1.23	山梨県 1.34	秋田県 1.47	山梨県 1.49
三重県 1.17	北海道 1.22	群馬県 1.20	埼玉県 1.31	埼玉県 1.40	愛媛県 1.48
島根県 1.16	三重県 1.15	大阪府 1.20	鹿児島県 1.31	高知県 1.39	愛知県 1.48
愛媛県 1.16	徳島県 1.15	熊本県 1.20	山形県 1.29	岡山県 1.46	
神奈川県 1.15	兵庫県 1.14	福井県 1.14	熊本県 1.25	埼玉県 1.36	大分県 1.45
青森県 1.15	千葉県 1.13	北海道 1.09	島根県 1.23	三重県 1.34	石川県 1.43
秋田県 1.03	秋田県 1.13	岐阜県 1.09	千葉県 1.22	青森県 1.30	三重県 1.42
熊本県 1.02	埼玉県 1.13	京都府 1.07	愛媛県 1.21	山形県 1.28	佐賀県 1.41
埼玉県 1.00	大阪府 1.10	愛媛県 1.07	岐阜県 1.13	山梨県 1.27	神奈川県 1.40
茨城県 1.00	長野県 1.08	青森県 1.06	宮崎県 1.10	栃木県 1.26	茨城県 1.33
千葉県 0.96	宮城県 1.02	大分県 1.05	福井県 1.09	岐阜県 1.25	鳥取県 1.29
京都府 0.93	青森県 1.02	秋田県 1.02	秋田県 1.09	静岡県 1.16	山形県 1.26
大分県 0.92	山梨県 1.00	千葉県 0.95	京都府 1.08	神奈川県 1.06	京都府 1.25
鹿児島県 0.91	茨城県 0.95	神奈川県 0.95	茨城県 1.05	宮崎県 1.05	岐阜県 1.23
静岡県 0.89	熊本県 0.93	長野県 0.93	静岡県 0.95	茨城県 1.03	熊本県 1.21
福井県 0.85	大分県 0.93	茨城県 0.92	青森県 0.93	長野県 0.94	静岡県 1.18
佐賀県 0.81	神奈川県 0.92	鹿児島県 0.88	長野県 0.85	東京都 0.94	青森県 1.01
沖縄県 0.79	京都府 0.92	静岡県 0.87	東京都 0.83	熊本県 0.90	東京都 1.00
東京都 0.69	静岡県 0.90	宮崎県 0.82	大分県 0.83	鹿児島県 0.80	鹿児島県 0.94
長野県 0.61	鹿児島県 0.88	東京都 0.68	佐賀県 0.75	京都府 0.79	沖縄県 0.83
鳥取県 0.61	東京都 0.70	沖縄県 0.66	沖縄県 0.51	長野県 0.67	

下線は精度管理不良県30%の境界を示す

目標値90%以上、許容値70%以上

胃がん：特異度

H17特異度	H18特異度	H19特異度	H20特異度	H21特異度	H22特異度
奈良県 95.0	新潟県 95.0				
滋賀県 93.0	長崎県 93.0				
新潟県 91.0	山口県 91.0				
福岡県 90.0	宮城県 90.0				
福岡県 88.0	群馬県 88.0				
宮崎県 87.0	山口県 87.0				
宮崎県 86.0	宮城県 86.0				
宮崎県 85.0	群馬県 85.0				
宮崎県 84.0	新潟県 84.0				
宮崎県 83.0	長崎県 83.0				
宮崎県 82.0	山口県 82.0				
宮崎県 81.0	宮城県 81.0				
宮崎県 80.0	群馬県 80.0				
宮崎県 79.0	新潟県 79.0				
宮崎県 78.0	長崎県 78.0				
宮崎県 77.0	山口県 77.0				
宮崎県 76.0	宮城県 76.0				
宮崎県 75.0	群馬県 75.0				
宮崎県 74.0	新潟県 74.0				
宮崎県 73.0	長崎県 73.0				
宮崎県 72.0	山口県 72.0				
宮崎県 71.0	宮城県 71.0				
宮崎県 70.0	群馬県 70.0				
宮崎県 69.0	新潟県 69.0				
宮崎県 68.0	長崎県 68.0				
宮崎県 67.0	山口県 67.0				
宮崎県 66.0	宮城県 66.0				
宮崎県 65.0	群馬				

胃がん：未受診率

胃がん検診精度管理指標値(40~74歳) 青字:目標値をクリアした県 赤字:許容値をクリアしていない県

H17未受診率	H18未受診率	H19未受診率	H20未受診率	H21未受診率	H22未受診率	H17未把握率	H18未把握率	H19未把握率	H20未把握率	H21未把握率	H22未把握率
宮城県	2.3	宮城県	3.1	宮城県	3.4	高知県	2.0	高知県	2.6	福島県	2.5
鳥取県	2.8	長崎県	4.9	東京都	4.9	静岡県	2.5	長崎県	3.6	長崎県	2.8
長崎県	5.1	香川県	5.3	長崎県	4.9	長崎県	3.0	宮城県	3.6	群馬県	3.0
福岡県	6.5	高知県	6.9	青森県	7.6	東京都	4.0	福岡県	3.6	高知県	3.2
東京都	6.6	東京都	7.0	兵庫県	8.0	福島県	4.2	東京都	4.2	宮崎県	3.8
香川県	6.8	鳥取県	7.5	岡山県	8.3	新潟県	5.2	群馬県	4.3	兵庫県	4.7
新潟県	8.2	兵庫県	8.2	福島県	8.3	宮城県	5.4	静岡県	4.9	愛知県	5.1
群馬県	8.6	新潟県	8.8	山口県	9.0	愛知県	5.8	兵庫県	5.2	福岡県	5.8
山口県	8.9	山口県	9.3	群馬県	9.5	山口県	5.8	山口県	5.6	青森県	6.0
高知県	8.9	岡山県	9.4	福岡県	9.7	香川県	6.1	香川県	5.6	東京都	6.2
福井県	10.4	群馬県	11.0	新潟県	9.8	広島県	6.6	愛知県	6.1	宮城県	6.5
広島県	10.7	宮崎県	11.1	三重県	10.0	兵庫県	7.4	青森県	6.2	広島県	6.5
岡山県	10.9	大分県	11.3	高知県	10.0	福岡県	7.5	福岡県	6.3	島根県	6.7
大分県	11.1	福岡県	11.6	大分県	10.4	青森県	7.5	島根県	6.6	奈良県	6.7
宮崎県	11.7	滋賀県	11.9	愛媛県	10.4	大分県	8.1	宮崎県	6.9	静岡県	7.1
三重県	11.9	愛知県	12.0	滋賀県	10.5	埼玉県	7.4	山口県	7.8	山口県	7.8
滋賀県	12.2	広島県	12.3	愛知県	10.8	岡山県	8.8	山形県	8.2	岡山県	7.9
兵庫県	12.2	三重県	12.8	香川県	10.9	岐阜県	9.4	滋賀県	8.5	滋賀県	7.9
愛知県	12.5	岐阜県	12.9	奈良県	11.0	群馬県	9.5	奈良県	8.5	新潟県	8.0
青森県	13.9	茨城県	13.2	鳥取県	11.0	熊本県	9.3	香川県	8.4	山梨県	8.4
島根県	14.0	奈良県	13.4	広島県	12.3	島根県	9.8	岡山県	9.5	沖縄県	9.3
岩手県	14.4	青森県	13.7	岐阜県	12.4	熊本県	10.6	千葉県	10.0	鹿児島県	9.4
岐阜県	14.5	富山県	13.9	福井県	12.6	岩手県	10.8	岩手県	10.1	大分県	9.6
石川県	15.3	石川県	14.3	富山県	12.8	鹿児島県	11.3	大分県	10.2	埼玉県	9.7
山形県	15.3	千葉県	14.7	茨城県	14.6	山形県	11.5	島根県	10.5	岩手県	10.4
富山県	16.6	大阪府	15.0	岩手県	14.8	宮崎県	11.5	富山県	10.6	鳥取県	10.4
茨城県	16.8	福井県	15.2	石川県	15.1	埼玉県	12.1	新潟県	10.6	熊本県	10.4
千葉県	17.1	千葉県	15.4	宮崎県	15.8	佐賀県	12.2	沖縄県	10.7	愛媛県	10.9
愛媛県	17.3	静岡県	16.3	沖縄県	16.6	千葉県	12.4	鹿児島県	11.8	徳島県	11.0
静岡県	17.4	愛媛県	16.9	島根県	16.6	鳥取県	12.4	石川県	11.8	山形県	11.4
沖縄県	17.5	島根県	17.1	大阪府	16.6	徳島県	12.1	徳島県	11.7	岐阜県	11.7
福島県	17.5	山形県	17.4	千葉県	17.2	北海道	12.6	鳥取県	12.5	富山県	12.1
	17.6	福島県	17.5	長野県	17.3	京都府	13.0	佐賀県	13.1	岡山県	11.7
京都府	18.6	佐賀県	18.8	山形県	17.3	富山県	13.3	愛媛県	13.3	石川県	13.2
長野県	18.6	長野県	18.9	京都府	17.6	徳島県	13.3	佐賀県	13.8	大阪府	13.3
徳島県	19.1	徳島県	19.4	佐賀県	17.8	福井県	13.6	神奈川県	13.8	奈良県	13.3
佐賀県	19.2	秋田県	19.4	徳島県	18.6	石川県	13.7	大阪府	14.0	千葉県	13.5
熊本県	19.7	沖縄県	19.4	鹿児島県	20.8	神奈川県	14.0	山梨県	14.6	長野県	14.6
奈良県	19.7	京都府	20.8	埼玉県	21.4	三重県	14.5	三重県	14.8	福井県	15.0
埼玉県	20.6	熊本県	20.9	山梨県	21.9	茨城県	14.5	長野県	14.9	茨城県	15.9
鹿児島県	21.2	埼玉県	21.8	熊本県	22.2	奈良県	15.1	奈良県	15.0	和歌山县	16.1
秋田県	21.5	神奈川県	23.4	神奈川県	23.1	山梨県	16.2	京都府	15.8	三重県	16.3
山梨県	24.4	鹿児島県	25.0	静岡県	25.4	長野県	16.5	茨城県	17.8	福井県	17.0
神奈川県	24.9	北海道	25.6	秋田県	26.3	秋田県	21.1	秋田県	19.0	京都府	17.6
北海道	25.4	山梨県	26.3	福井県	26.5	和歌山县	21.9	秋田県	20.5	山梨県	19.8
和歌山县	29.3	和歌山县	27.5	北海道	28.3	沖縄県	22.7	北海道	21.2	北海道	20.0
板木県	32.7	板木県	28.0	和歌山县	30.5	和歌山县	25.7	和歌山县	25.9	秋田県	21.4
宮城県	11.7	宮崎県	10.7	広島県	10.9	福島県	10.0	熊本県	10.0	鹿児島県	10.8
福岡県	11.9	千葉県	11.5	香川県	12.9	茨城県	11.3	香川県	11.0	奈良県	11.3
福井県	12.2	静岡県	12.9	沖縄県	12.0	島根県	11.5	島根県	11.5	岡山県	12.2
神奈川県	13.5	兵庫県	13.6	長崎県	12.8	岡山県	13.0	岡山県	13.0	埼玉県	13.1
千葉県	13.9	岡山県	13.7	兵庫県	13.0	福島県	13.2	福島県	13.2	福島県	14.1
茨城県	14.5	神奈川県	13.9	岡山県	13.6	広島県	13.2	広島県	13.2	兵庫県	13.2
青森県	14.7	神奈川県	14.0	奈良県	15.2	奈良県	14.3	奈良県	14.3	奈良県	15.3
大阪府	16.4	奈良県	14.3	大阪府	17.9	青森県	15.9	青森県	15.9	青森県	15.2
長崎県	18.7	青森県	15.5	福島県	18.4	埼玉県	16.6	埼玉県	16.6	愛知県	16.0
島根県	19.0	大阪府	16.4	神奈川県	20.6	三重県	18.6	広島県	16.6	福島県	18.2
三重県	28.8	島根県	18.5	青森県	20.7	静岡県	22.3	静岡県	20.3	静岡県	18.4
新潟県	31.2	三重県	22.4	三重県	23.2	沖縄県	29.2	沖縄県	25.3	東京都	22.6
東京都	40.4	東京都	42.1	東京都	37.4	東京都	36.9	東京都	38.4	沖縄県	29.1
										長崎県	9.4

下線は精度管理優良県10%、及び、精度管理不良県30%の境界を示す

許容値20%以下、目標値5%以下